

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
実際の届出日(郵送日)を記入します。

平成 23 年 4 月 20 日

免許番号を記入します。
()は更新回数

届出時の免許証番号 国土交通大臣 (1) 第 1483 号

商号又は名称 株式会社 計画建設不動産

郵便番号 730 - 0013

代表者印

主たる事務所の所在地 広島市中区八丁堀6-30

氏名(法人にあつては、代表者の氏名) 建設 花子

株式会社
計画建設
不動産
代表者印

電話番号 082-221-9231

ファクシミリ番号 082-511-6189

担当者の所属・氏名 総務部 総務課 建設 二郎

担当者の所属
氏名 担当者印
は 不要

中国地方整備局長 殿

基準日は3月31日及び9月30日です。
直近の(届出を行う)基準日を記入します。

1 基準日 平成 23 年 3 月 31 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

新築住宅の戸数(55㎡以下と共同分譲の戸数を除く)

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅(令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

床面積55㎡以下の戸数(共同分譲の戸数を除く)を記載

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ×0.5)

ハ 30.00

- (3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲の戸数を記載(55㎡以下の戸数を除く)	ニ	137
-------------------------	---	-----

- ②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
3/5	77	46.20
1/2	60	30.00
合計戸数	ニ 137	76.20

自社の負担割合を記載
百分率の場合は「○%」と記載

戸数×負担割合
※小数点2位未満の端数切り上げ

- (4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

〜	200
---	-----

- ②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
3/4	80	30.00
1/2	120	30.00
合計戸数	〜 200	ト 60.00

- (5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ+ハ+ホ+ト= チ	966.20
------------	--------

- 2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

今回届出分の上記【チ】を含め、過去10年分の【チ】の合計を記入します。

リ	966.20
---	--------

- 2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

177,296,000円

- 2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額

広島地方法務局	平成23年3月2日	第10001号	100,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月31日	第10002号	50,000,000円
			(計)ヌ 150,000,000円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
広島地方法務局	平成23年3月2日	第20001号	利付国債(10年)	第19回	60-23	20枚	100,000円	2,000,000円	100%	2,000,000円
広島地方法務局	平成23年3月3日	第20002号	利付地方債(5年)	第20回	105-124	20枚	100,000円	2,000,000円	90%	1,800,000円
広島地方法務局	平成23年3月4日	第20003号	社債	第21回	105-125	50枚	200,000円	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計)		(計)ル
								14,000,000円		11,800,000円

*割引債の場合は、券面額は次の算式により計算した額を記入します。

$$\frac{(\text{額面金額} - \text{発行金額})}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

2-

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託金額
広島地方法務局	平成23年3月30日	第20001号	利付国債	5,250,000円
				(計)ヲ 5,250,000円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ=	167,050,000円
--------	--------------

基準日現在の供託額が10,246,000円不足しています。記入漏れがないかご確認下さい。
 現実に、不足額が発生している場合は、速やかに不足額を供託し、様式第8号を提出してください。
 なお、上記の提出がない場合は、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約は締結できません。

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
ハウスプラス住宅保証(株)	200
(株)ハウスジーン	165
合計戸数	365

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計

戸数

【イ】+【ロ】+【ニ】+【ヘ】+【3の合計戸数】	1,562
--------------------------	-------

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。

注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したもの記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。